

31 (Gno.85) 国際関係法 (私法系) の基本問題の研究

代表：檜崎 みどり

2019 年度開始

【研究の目的】

裁判所または裁判外での私人間または私人と国家との間の国際紛争解決において、文化的背景を異にする実務的規律ないし法的規範の衝突が、紛争処理の障害となり得る。このような衝突において最密接関係の探究による国際私法の伝統的理解と現代的課題をあらためて検討することが本研究の目的である。